

○洲本市公益通報者保護法に基づく外部通報への対応等に関する要綱

令和4年12月28日告示第83号

洲本市公益通報者保護法に基づく外部通報への対応等に関する要綱

(趣旨)

第1条 外部通報への対応等については、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この要綱において「外部通報」とは、市の機関（議会を除く。以下同じ。）に対してなされる法第3条第2号及び第6条第2号に定める公益通報であつて、当該通報対象事実について市の機関が処分又は勧告等をする権限を有するものをいう。

3 この要綱において「外部通報者」とは、外部通報をした公益通報者をいう。

(組織体制)

第3条 市に、総括通報責任者、通報責任者及び通報担当者を置く。

2 総括通報責任者は、市民生活部長をもって充てる。

3 総括通報責任者は、外部通報への対応等に関する規程の整備、研修の実施、外部通報に関する調査の進捗等の管理その他外部通報への適切な対応の確保に関する事務を総括する。

4 通報責任者は、外部通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする事務をつかさどる課（これに相当する組織を含む。以下同じ。）（以下「所管課」という。）の長をもって充てる。

5 通報責任者は、所管課における外部通報に関する調査の進捗等の管理、職員が研修に参加する機会の確保その他外部通報への適切な対応の確保に関する事務を掌理する。

6 通報担当者は、所管課の職員のうちから通報責任者が指定する者をもって充てる。

7 通報担当者は、通報責任者を補佐し、所管課における外部通報の調査の実施、外部通報者との連絡調整その他外部通報への対応に関する事務に従事する。

(通報窓口)

第4条 総括通報責任者の監督の下で外部通報を一元的に取り扱う窓口（以下「通報窓口」という。）を消費生活センターに置く。

2 通報窓口は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 外部通報に関する総合的な案内に関すること。

(2) 外部通報の受付及び外部通報者との連絡調整に関すること。

(3) 所管課との連絡調整に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、外部通報に関する事務で他の所掌に属しないものに関する
こと。

(方法)

第5条 外部通報は、公益通報書（別記様式）により行うことを標準とする。

(受付等)

第6条 通報窓口は、公益通報等がその事務所に到達したときは、遅滞なく当該公益通報等の審査を開始しなければならないが、かつ、外部通報の形式上の要件に適合しない公益通報等については、当該公益通報等をした者に対し相当の期間を定めて当該公益通報等の補正を求め、又は当該公益通報等を却下するものとする。

2 前項の場合において、市の機関が処分又は勧告等をする権限を有しない公益通報が通報窓口に対してなされたときは、当該公益通報をした者に対し、法第14条の規定により、当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示するものとする。

3 通報窓口は、外部通報を受け付けたときは、次に掲げる対応を行うものとする。

(1) 外部通報をしたことを理由とする外部通報者に対する不利益な取扱いのないこと、外部通報に係る情報が保護されること及び外部通報の受付後の手続の流れを説明すること。ただし、外部通報者が説明を望まない場合、外部通報者の住所又は居所及び連絡先が明らかでない場合その他やむを得ない理由がある場合を除く。

(2) 所管課（外部通報について所管課が明らかでない場合又は複数の所管課が協力して対応することが適当であると認められる場合は、通報窓口及び当該外部通報に係る事務を所掌する課との協議により決定した所管課）に外部通報を回付すること。

(調査等)

第7条 所管課は、前条第3項第2号の規定により外部通報の回付を受けたときは、遅滞なく、当該外部通報について、法の趣旨に照らして調査の必要性を検討した上で調査の必要性が認められない場合又は調査を行うことが相当でない特段の事情がある場合を除き、法第13条第1項の規定により、必要な調査を行い、当該外部通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

(報告等)

第8条 所管課は、前条の調査が終了したときは、当該調査の結果を、受付窓口に報告するとともに、当該調査の結果に洲本市の保有する情報の公開に関する条例（令和4年洲本市条例第25号）

第5条に規定する不開示情報が含まれている場合その他の当該調査の結果の全部又は一部を公にしないことが適当であると総括通報責任者が認める場合を除き、外部通報者に通知するものとする。

(補則)

第9条 法及びこの要綱に定めるもののほか、外部通報への対応等に関し必要な事項は、総括通報責任者が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

公益通報書

年 月 日

（市の機関の名称） 様

住所又は居所

氏名又は名称

連絡先

公益通報者保護法第3条第2号又は第6条第2号の規定に基づき、次のとおり公益通報をします。

- 1 通報対象事実の内容

- 2 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

- 3 通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

- 4 証拠資料又は参考資料（任意）